

議案第10号

横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
中改正について

横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月2日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
の一部を改正する規則

横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和3年横須賀市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正（令和3年法律第63号）に伴い、所要の条文整備をするため、この規則を改正する。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 横須賀市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第~~28~~²²条の~~5~~⁴第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手をいう。
- (2) 在校等時間 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)第3に規定する在校等時間をいう。